

# 令和6年5月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年5月31日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

## 【農業委員】

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 番   | 杉尾 敏憲  | 1 1 番 | 本村 正一  |
| 2 番   | 白尾 親昭  | 1 2 番 | 坂元 廣幸  |
| 3 番   | 岩元 律子  | 1 3 番 | 牧野田 隆平 |
| 4 番   | 森山 良久  | 1 4 番 | 松元 信道  |
| 5 番   | 山下 妙子  | 1 5 番 | 平 富士夫  |
| 6 番   | 市野 たつ子 | 1 6 番 | 内飴 達也  |
| 7 番   | 猶木 悟   | 1 7 番 | 西 泰行   |
| 8 番   | 市蘭 由美子 | 1 8 番 | 宮原 千年  |
| 9 番   | 大重 孝司  | 1 9 番 | 夏田 恒   |
| 1 0 番 | 小長野 誠  |       |        |

欠席委員

農地利用最適化推進委員

|     |        |       |       |
|-----|--------|-------|-------|
| 1 番 | 上福元 克己 | 7 番   | 橋本 好文 |
| 2 番 | 長野 洋一  | 8 番   | 比良 文識 |
| 3 番 | 松永 政裕  | 9 番   | 内村 幸雄 |
| 4 番 | 松元 健一  | 1 0 番 | 宇都 和義 |
| 5 番 | 池端 隆志  | 1 1 番 | 扇蘭 弘行 |
| 6 番 | 堂前 澄男  | 1 2 番 | 柚木 利雄 |

欠席委員 1 2 番：柚木 利雄

## 4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 買受適格証明願(農地法第3条の規定による)について
06. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
07. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
09. 議案第7号 買受適格証明願(農地法第5条の規定による)について
10. 議案第8号 農地法の利用目的変更届について
11. 議案第9号 非農地証明願について
12. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主任主査  
農地係主事 振興係主任主査

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 姿勢を正してください。一同礼。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | ただいまから、令和6年5月、始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。                                                                                                                                                                                                                                        |
|     | ——— 会務報告 ———                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | 〔事務局 報告〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | ——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長  | 次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条、第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委員  | 『異議なし』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長  | それでは、農業委員10番、農業委員、農業委員12番、農業委員に、お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|     | ——— 日程第2 会議書記の指名 ———                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、〇〇局長補佐 と、〇〇長補佐を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>—— 日程第 3 議案第 1 号 ——</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長 | <p>それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1 番から 26 番について、事務局からの説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>それでは議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明いたします。総会資料は 1 ページです。契約年数につきましては、3 年間が 3 件、5 年間が 13 件、6 年間が 1 件、10 年間が 9 件、合計 26 件、面積は合計で 48,344 m<sup>2</sup>となっております。総会資料の 2 ページをお開きください。なお、総会資料の 6 ページの、26 番が農業委員 3 番に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第 31 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加することができませんので、ご理解をお願いします。以上で 1 号議案の説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 26 番について、質疑に入ります。なお、26 番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、1 番から 25 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                           |
| 委員  | <p>「質疑・意見なし」</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 25 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 委員  | <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 25 番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、26 番の関係者、農業委員 3 番、農業委員の退席をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 委員  | <p>（委員 退席）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | <p>これより、26 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | 〔質疑・意見なし〕                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、26番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                |
| 委員  | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長  | 賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、26番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員3番、農業委員の、着席をお願いします。                                                                                                                                              |
| 委員  | （委員 着席）                                                                                                                                                                                                                            |
|     | ——— 日程第4 議案第2号 ———                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長  | 次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                       |
| 事務局 | 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は7ページからです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。先般、各担当委員におかれましては、事前調査がなされ現地調査報告書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、三拾町の田が2筆で、面積は2,223㎡で、売買による所有権移転です。以上で、1番の説明を終わります。 |
| 議長  | ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                     |
| 委員  | はい、5番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年5月20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力はひとりですが、忙しい時は、娘さんが手伝いに来られます。農業用機械等は揃っております。また、今回の申請地の隣の農地も耕作しております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しな                                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>いと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局 | <p>2番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が1筆で、面積は496㎡で、売買による所有権移転です。以上で、2番の説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                              |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| 委員  | <p>はい、2番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年5月19日、申請地において譲受人から聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は農振地域内で、長年、保全管理され、取得後を農機具等の管理置場として利用され、保全管理地は耕運され、野菜などを植えるとのことでした。譲受人の労働力は1人で、忙しい時は、弟が手伝いをするとのことでした。農業用機械は、トラクター、ユンボ、軽トラック、乾燥機、と揃っておりました。当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局 | <p>3番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町西別府の畑が3筆で、面積は1,178㎡で、売買による所有権移転です。以上で、3番の説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| 委員  | <p>はい、9番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年5月16日、申請地において譲受人から聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は1人であるが、林業が主で従業員もあり、労働力は十分です。農業用機械は、軽トラック2台、狩り払い、トラクター、チェーンソーと揃っております。畑には、杉苗、みかん栽培を計画しています。当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 次に、4番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | 4番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆で、面積は730㎡で、売買による所有権移転です。以上で、4番の説明を終わります。                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                          |
| 委員  | はい、4番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年5月16日、譲受人と電話での聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は1人で、忙しい時は、奥さんと子どもが手伝いをするとのことでした。農業用機械は、管理機、トラクター、耕運機、実家から機械を持ってきて、作業をするとのことでした。当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。                                             |
| 議 長 | 次に、5番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | 5番につきましてご説明いたします。4番と同一人物で、譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆で、面積は495㎡で、売買による所有権移転です。以上で、5番の説明を終わります。                                                                                                                                                            |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                          |
| 委員  | はい、4番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年5月16日、譲受人と電話での聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、台帳では2枚の田ですが、現在は1枚の田であり、残り1枚のほうの申請になります。譲受人の労働力は1人で、忙しい時は、奥さんと子どもが手伝いをするとのことでした。農業用機械は、管理機、トラクター、耕運機、実家から機械を持ってきて、作業をするとのことでした。当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | 次に、6番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                  |

|     |                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 6 番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、脇元の畑が 1 筆で、面積は 1 4 0 m <sup>2</sup> で、売買による所有権移転です。以上で、6 番の説明を終わります。                                                              |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                       |
| 委員  | はい、5 番 推進委員です。調査報告いたします。令和 6 年 5 月 1 7 日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は 1 0 年程前から野菜等を栽培しているが、面積が狭いとの事でした。当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | これより、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。                                                                                     |
| 委員  | はい、農業委員 1 6 番です。3 番の譲受人の住所が、資料と調書で違うのですが。                                                                                                                              |
| 事務局 | 西別府の住所は、譲受人の作業小屋の住所を誤って記載しております。本来の住所は反土と住所であり、お詫びと訂正いたします。                                                                                                            |
| 委員  | はい、農業委員 3 番です。3 番の案件ですが、杉を植えて山にするとの事ですか。                                                                                                                               |
| 委員  | 杉の苗を、一時的に育てるとのことです。                                                                                                                                                    |
| 議 長 | 他に、ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について、農地法第 3 条 第 2 項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。                      |
| 委員  | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | 賛成多数により、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番については、原案のとおり決定いたしました。                                                                                            |

—— 日程第5 議案第3号 ——

議 長

次に、日程第5、議案第3号、買受適格証明願、農地法第3条の規定による について、議題に供します。なお、申請人が落札し、農地法第3条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可することについても、併せてご審議を、お願いします。1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、買受適格証明願について、説明いたします。議案第7号でも関連した案件がございますので、買受適格制度について説明いたします。1枚紙の資料をご覧ください。議案第3号、第7号の買受適格証明について、と資料をつけております。裁判所の競売を受けるには、農地を取得できない者が落札するのを未然に防ぐために、農業委員会で、買受適格証明の交付を受けた者でなければ、競売に参加することができないとなっております。裁判所の入札に参加する際は、農業委員会が交付した買受適格証明書が必要となります。簡単に言いますと、裁判所で競売にかかった農地や、税務署、公売になりますが、ここにかかった農地を、入札しようとする際、入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明するのを、買受適格証明書といいます。農地法の規定に基づき、農地としての利用目的ならば、3条の審査基準に基づいて行い、許可の見込みがある場合は、証明書を発行します。また、農地以外に利用する目的であれば、5条の審査基準に従い審査し、許可の見込みがある場合は、証明書を発行します。落札者決定後に、3条、5条の要件を満たしていないとの事がないように、入札参加者を事前に審査するものです。申請人が、この物件を落札し、3条の規定による許可申請書が提出された際は、競売手続きを迅速に進める為に、この買受適格申請と同じ内容であれば、改めて総会に諮らず許可ができるように、この総会において、買受適格証明と3条申請の許可を同時にはかります。総会資料は9ページです。鹿児島地方裁判所による、不動産の競売に伴う、買受適格証明願です。それでは競売情報から先に説明いたします。土地の所在が、中津野の田が2筆、1,410㎡、畑と合わせて1439㎡です。競売番号が令和5年第〇号、令和6年6月12日から、同年、6月19日、売買決定期日が、令和6年8月7日となっております。当該土地につきまいては、令和4年6月に、建築条件売買予定地として、本総会で転用許可をした経緯があります。令和4年12月に当該会社が破産し、それに伴う競売になっております。当時の申請会社は、〇〇であります。今回は、この適格証明に1名の申請がありました。申請者は、〇〇。現在の経営面積は、7,450㎡です。以上で、1番の



|     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 説明を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委 員 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします</p> <p>はい、7 番 推進委員です。調査報告いたします。令和 6 年 5 月 23 日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は 1 人で、農作業用機械は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機揃っておりまして。将来は、果樹園をしたいとの事です。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、議案第 3 号 買受適格証明願、農地法第 3 条の規定による についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                          |
| 委 員 | <p>はい、14 番農業委員です。この物件所在地と、後に出てくる 7 号議案と場所は一緒ですね。これは、3 条で農地から農地としての移動ですが、同じ土地が 5 条でも出てくるなぜか。また、3 条申請者が市来串木野市在住だが。</p>                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>この物件につきまして、2 件買受適格証明願が提出がありまして、1 件目は、果樹園を営みたいと、もう 1 件は、5 条申請で条件付きの家を造って、建売住宅を造って販売したいと不動産会社、この 2 点から提出されたので、それぞれの申請となっております。3 条は農地、5 条は転用して建売住宅を販売するとなっております。3 条の申請者が、市来串木野市在住とのことで、おそらく、水田は難しいかなとの事で、果樹をしようと考えているようです。</p>                               |
| 議 長 | <p>それではお諮りいたします。議案第 3 号 買受適格証明願、農地法第 3 条の規定による についての、1 番については、原案のとおり、買受適格者であることを承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                 |
| 委 員 | <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第 3 号 買受適格証明願、農地法第 3 条の規定による についての、1 番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。また、農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出</p>                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | <p>された場合は、本証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長  | <p>本件承認の、農地法第3条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可することに、決定いたしました。</p> <p>——— 日程第6 議案第4号 ———</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | <p>次に、日程第6、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>議案第4号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、10ページとなっております。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、面積は2,050㎡となっております。当初、月極駐車場で、令和4年2月4日付けで、5条許可を得ておりましたが、アパートが老朽化で解体することとなり、駐車場としての使用を断念したところ、店舗用として借地したいとの話があり、今回、月極駐車場から、店舗と駐車場に事業計画を変更することとなっておりますこの後の、議案第6号の3番で、5条申請が同時に提出されております。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、議案第6号の3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委員  | <p>はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約40mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であり、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                                    |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長                  | これより、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 委員                   | 〔質疑・意見なし〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長                  | それでは、お諮りいたします。議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、１番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員                   | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長                  | 賛成多数により、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、１番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ———— 日程第７ 議案第５号 ———— |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長                  | 次に、日程第７、議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局                  | それでは議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は１１ページになっております。今月の申請件数につきましては、１件となっております。それでは１番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は鍋倉の畑が１筆で、面積は、４０８㎡のうち、３２３㎡です。農地区分は第２種農地で、転用目的は、宅地拡張となっております。申請理由は、一部を駐車場として確保し、未許可のまま、一部に工作物を建築していた為、４条申請が出されています。参考資料の８ページに顛末書が添付されております。内容につきましては、昭和５３年頃に、父が、家屋と倉庫を建築しましたが、今回測量をした結果、倉庫が越境していることが判明し、適切に処理を行いたいとの事で、今回、追認で農地法の許可得ようとするものです。以上で説明を終わります。 |
| 議 長                  | ただいまの説明に関連し、農業委員２番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>委員 はい、2番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約190mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地と山林です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。顛末書が添付されております。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                        |
|     | <p>委員 [質疑・意見なし]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                             |
|     | <p>委員 [賛成多数]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                       |
|     | <p>———— 日程第8 議案第6号 ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長 | <p>次に、日程第8、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から15番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>それでは、議案第6年5月号、農地法第5条の規定による許可の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は12ページから19ページでございます。今月の申請件数につきましては、15件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、鍋倉の畑が1筆、面積は408㎡のうち26㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、宅地拡張です。申請理由は、所有している土地が隣</p>                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>接地に越境している為との事です。今回、顛末書を添付されております。参考資料の１３ページです。内容としましては、平成８年６月７日に、家屋の増築が行われた際に、隣の敷地に越境したのではないかとの内容が記載され、今回越境部分の２６㎡を、農地法の許可を得ようとするものです。宅地と一体利用で全事業面積は、２３４．８㎡となっております。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員２番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                          |
| 委員  | <p>はい、２番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約１９０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地と山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | <p>次に、２番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>２番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町白男の田が１筆、５２９㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第１種農地です。転用目的は、駐車場です。申請理由は、所有者が高齢となり維持管理が困難な為、駐車場を拡張して活用したいとの事です。参考資料の１８ページに始末書が添付されております。内容としましては、農地法の許可が必要と認識が無く、令和６年３月２７日から造成し、駐車場を拡張してしまい、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。こちらは、建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から、３年間６ヶ月ごとに、実施状況を報告することになります。また第２種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終ります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員２番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委員</p> <p>はい、２番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当す</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>るため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約510mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が田と用悪水路、南が田と用悪水路、北が雑種地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                             |
| 議長  | <p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p>3番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が1筆、2,050㎡です。議案第4号の1番との関連案件です。権利内容は賃借権で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、店舗と駐車場です。申請理由は、店舗を設置して地域活性化に努めたいとの事です。隣接地、借地との一体利用で、全事業面積は、3,006.59㎡になります。県開発許可は不要とのことでしたので、市の土地利用協議の申請をしています。30アール超過の為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>本件につきましては、議案第4号の1番で、農業委員4番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の畑が2筆、270㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、借家で手狭な為、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                           |
| 議長  | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 委員  | <p>はい、2番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路と田、西が宅地、南が宅地と市道、北が畑です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件</p>                                                                                                            |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | <p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | <p>5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、128㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、駐車場です。申請理由は、駐車場の経営を行うことで、自己の生活安定を図りたいとの事です。隣接の宅地と一体利用で、全事業面積は220.52㎡となっております。こちらは、建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から、3年間6ヶ月ごとに、実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員  | <p>はい、10番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                            |
| 議 長 | <p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | <p>6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、1,054㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、4区画の宅地造成をし、その販売を行うことで自社の経営安定を図りたい。以上で報告を終わります。</p>                                                                                                           |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員  | <p>はい、10番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3</p>                                                                                                                                                                                                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約440mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が宅地市道、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>                                   |
| 事務局 | <p>7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が12筆、6,423㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、事務所、店舗用地として、3区画の宅地造成をしたいとの事です。県開発許可が申請中であり、県開発許可日と同日で、5条の許可を交付いたします。また、30アール超過の為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終ります。</p>                            |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 委員  | <p>はい、18番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約120mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が宅地、南が宅地と里道、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、県開発許可申請中であります。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の田が1筆、1,014㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、山林です。申請理由は、椎茸原木に使用するクヌギを育成する為、との事です。こちらは、雨が降ると土砂が流れやすい為、土砂流出防止対策を行うことを、許可書の条件に付したいと思っております。以上で説明を終ります。</p>                                                       |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                             |
| 委員  | はい、3 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 2 7 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が田と畑、西が河川、南が河川、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、土砂流出対策を行うこととあります。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | 次に、9 番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局 | 9 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が 1 筆、1, 7 0 1 m <sup>2</sup> です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得し、2 区画の宅地造成をしたいとの事です。以上で説明を終ります。                                                                                          |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 1 8 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                           |
| 委員  | はい、1 8 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 7 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が宅地と水路、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。                         |
| 議 長 | 次に、1 0 番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | 1 0 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の畑が 1 筆、1 8 2 m <sup>2</sup> です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、駐車場です。申請理由は、近隣宅地の駐車場用地が必要である為との事です。こちらの申請地は、道路のほうが低く、土砂の流出が懸念されるた                                                                         |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>め、土砂量出を防ぐことと、建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から、３年間、６ヶ月ごとに事業の実施状況を、許可の条件にしたいと思っております。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                                           |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員２番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 委員  | <p>はい、２番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約１４ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が公衆道路、西が河川、南が市道と畑、北が畑と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、土砂の流出を防止することであります。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、１１番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>１１番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が１筆、３７３㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第３種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、申請地を買い受け、自己の住宅を建築する為との事です。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                               |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員６番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 委員  | <p>はい、６番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約１２０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                   |
| 議 長 | <p>次に、１２番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>１２番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が２筆、１、３６６㎡です。権利内</p>                                                                                                                                                                                             |

|     |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>容は所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、駐車場です。申請理由は、申請地に駐車場を建築し、その運営を行い自己の生活安定を図るとの事です。建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から、3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を、許可の条件にしたいと思っております。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                  |
| 委員  | <p>はい、18番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約120mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が転用許可地と田、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>       |
| 議 長 | <p>次に、13番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 | <p>13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が1筆、24㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、建売住宅です。申請理由は、申請地を造成し、1棟の建売住宅を建築したいとの事です。隣接の宅地と一体利用で、全事業面積は163.56㎡です。以上で説明を終わります。</p>                                                               |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                         |
| 委員  | <p>はい、1番農進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約310mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と市道、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接地との境界の話し合いです。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、14番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の田が2筆、522㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、借家住まいで、住居が手狭なため、自分の住居を建築することとしたためとの事です。参考資料の63ページに、住宅の基準である概ね500㎡を超えている為、面積超過の理由書を添付しております。内容につきましては、宅地面積は462㎡だが、隣接地の60㎡が土地の崩落防止を果たしているの、安全管理上、必要との旨の理由書が添付されております。第1農地の為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委員  | <p>はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約310mの位置です。被害防除現況としましては、東が田と水路、西が市道、南が田、北が田です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、日照について、隣接の方と協議をすることです。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                              |
| 議長  | <p>次に、15番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局 | <p>15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、394㎡です。権利内容は所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、現在、借家住まいで手狭になった為、一般住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委員  | <p>はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約17</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |

|     |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>0 mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                                        |
| 議 長 | <p>これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                  |
| 委員  | <p>〔質疑・意見なし〕</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                       |
| 委員  | <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、2番、3番、7番、14番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>                                                                                   |
|     | <p>———— 日程第9 議案第7号 ————</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | <p>次に、日程第9、議案第7号、買受適格証明願、農地法第5条の規定による について、議題に供します。なお、申請人が落札し、農地法第5条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可することについても、併せてご審議をお願いします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                       |
| 事務局 | <p>議案第7号、買受適格証明願、農地法第5条の規定による について、説明いたします。総会資料は20ページであります。先程の議案第3号、買受適格証明願、農地法第3条の規定によると同じく、競売による買受適格証明願となっております。議案第3号の際にも説明がありましたが、今回は、農地法第5条の要件を満たしていない者が、落札になることを防ぐため、農地法の許可見込みがないと、競売に参加できないこととなっております。その為、入札前に買受適格証明書が必要となっ</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>ております。入札後、買受適格証明により 5 条の要件者になった落札者は、所有権移転をする為に、5 条の許可を取得する必要がありますが、当該手続きをスムーズにすすめるため、買受適格証明申請と同じ内容であれば、改めて総会に諮らず、許可できるよう本総会で、買受適格証明と 5 条申請を同時に図ることとなっております。それでは、競売の内容についてご説明させていただきます。入札期間は、令和 6 年 6 月 12 日から同年 6 月 19 日、令和 6 年 6 月 26 日が開札、売買決定期日が、令和 6 年 8 月 7 日、債権者は〇〇となっております。今回、農地法第 5 条による申請は 1 件となっております。申請人は〇〇、申請地は中津野の田が 2 筆、畑が 1 筆の面積が、1,439㎡、転用目的が、建築条件付売買予定地と法面保護で、申請理由は、閑静な住宅街で人気があり、建築条件付売買予定地にしても売れる見込みがある為、となっております。こちらは、〇〇が落札し、5 条の申請が提出された時は、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員 1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 委 員 | <p>はい、1 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 710m の位置です。被害防除現況としましては、東が墓地と用悪水路、西が市道、南が宅地と農道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長 | <p>これより、議案第 7 号 買受適格証明願、農地法第 5 条の規定によるについての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 委 員 | <p>〔質疑・意見なし〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>それではお諮りいたします。議案第 7 号 買受適格証明願、農地法第 5 条の規定による についての、1 番については、原案のとおり、買受適格者であることを承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 賛成多数により、議案第7号 買受適格証明願、農地法第5条の規定による についての、1番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。また、農地法第5条の規定による許可申請書が提出された場合は、本、証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。                                                                         |
| 委員  | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 本件承認の、農地法第5条の規定による許可申請書が提出された場合は、本、証明願いの、事業内容と異なる場合を除き、許可することに、決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。                                                                                                            |
|     | ——— 日程第10 議案第8号 ———                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 次に、日程第10、議案第8号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | 議案第8号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は21ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。土地の所在は、西餅田の田が1筆、面積は400㎡となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請の理由としましては、計画通りに耕作できない為、畑に変更したいとのことです。以上で、説明を終わります。 |
| 議長  | ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                               |
| 委員  | はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約190mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が田、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。                              |

|     |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | これより、議案第 8 号、農地の利用目的変更願についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                         |
| 委員  | 「質疑・意見なし」                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | それでは、お諮りいたします。議案第 8 号、農地の利用目的変更願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                            |
| 委員  | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長 | 賛成多数により、議案第 8 号、農地の利用目的変更願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。                                                                                                                                                                          |
|     | ——— 日程第 1 1 議案第 9 号 ———                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | 次に、日程第 1 1、議案第 9 号、非農地証明願について、議題に供します。1 番から 3 番について、説明をお願いします。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 議案第 9 号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は 2 2 ページになっております。今月の申請件数は 3 件となっております。1 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は西餅田の畑が 1 筆で 3 9 8 m <sup>2</sup> です。農地区分は第 3 種農地、現況は宅地です。昭和 4 6 年に祖父が住居を新築し、現在にいたっているとの事で非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。              |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、推進委員 6 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                        |
| 委員  | はい、6 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約 2 8 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が畑、南が市道、北が畑と宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり 2 0 年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |



|     |                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 次に、2番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | 2番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は東餅田の畑が1筆で148㎡です。農地区分は第3種農地、現況は宅地です。昭和27年に平屋が1棟建っており、現在にいたっているとの事で非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。                                                                                                   |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                               |
| 委員  | はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。    |
| 議 長 | 次に、3番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | 3番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の畑が1筆で496㎡です。農地区分は第3種農地、現況は宅地です。昭和41年に父が居宅、物置、倉庫を建築し、現在にいたっているとの事で非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。                                                                                                |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                              |
| 委員  | はい、18番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | これより、議案第9号、非農地証明願についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                 |

|     |                                                                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | はい、４番推進委員です。始末書や顛末書は必要ないのでしょうか。                                                                                                                    |
| 事務局 | 申請時には、顛末書をつけていただいております。ただ、農地法の４条５条の許可では、始末書、顛末書を必ず付けなさいとなっておりますが、参考資料に載せておりますが、非農地証明につきましては、２０年以上たっていることから、やむをえないとの事で、もらってはいますが、参考資料には載せていないところです。 |
| 議 長 | 他にございませんか。それではお諮りいたします。議案第９号、非農地証明願についての、１番から３番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。                                                                  |
| 委員  | 〔賛成多数〕                                                                                                                                             |
| 議 長 | 賛成多数により、議案第９号、非農地証明願についての、１番から３番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。                                                                                      |
|     | ———— 日程第１２ ————                                                                                                                                    |
| 議 長 | 次に、日程第１２、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。                                                                                              |
| 事務局 | 〔用地利用集積計画（貸借）説明〕                                                                                                                                   |
| 議 長 | だいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。                                                                                                                       |
| 委員  | 「質疑・意見なし」                                                                                                                                          |
| 議 長 | それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。                                                                                                                         |
|     | ———— 日程第１３ ————                                                                                                                                    |
| 議 長 | 次に、日程第１３、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。                                                                                                    |
| 事務局 | 〔農地利用集積計画（貸借）の合意解約 説明〕                                                                                                                             |
| 議 長 | ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。                                                                                                                      |

|     |                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 委員  | 「質疑・意見なし」                                                        |
| 議長  | <p>それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。</p> <p>———— 日程第 1 2 ————</p>       |
| 議長  | 次に、日程第 1 4、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。                            |
| 委員  | 〔委員から〕                                                           |
| 議長  | 事務局からは、何かありませんか。                                                 |
| 事務局 | <p>〔農労災委員会の委員推薦について〕</p> <p>〔駐車場について〕</p> <p>〔農業者年金の現況届について〕</p> |
| 議長  | それでは、以上をもちまして、令和 6 年 5 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。                    |
| 事務局 | 姿勢を正してください。一同礼。                                                  |
|     |                                                                  |

議事録署名委員

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

